

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 清水 一郎

貸切バスにおける安全確保の徹底について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、5月16日に宮城県で発生した貸切バスの事故を受け、国土交通省自動車局長から、別添のとおり通知がありました。

については、貸切バスの安全確保の徹底を図るため、下記事項について傘下会員事業者に対し、安全対策及び事故防止の徹底を図られるよう周知徹底をお願いいたします。

記

1. 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（以下「指導監督マニュアル」という。）に基づき、緊急時における適切な対応について運転者への指導を徹底すること。特に交通事故・車両故障発生時には、次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。

（1）高速道路上においては停止表示器材を設置し、他の自動車に事故の発生を知らせる等、道路における危険防止措置を実施すること

（2）状況に応じ、乗客を車両から退避させ、万が一停止車両への追突事故が発生した際に乗客が巻き込まれないようにする等、乗客の安全の確保に係る措置を実施すること

指導監督マニュアル バス事業者編 概要編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus_gaiyohen.pdf

指導監督マニュアル バス事業者編 本編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/bus_honpen.pdf

2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するよう関係者に徹底すること。

担当：技術安全部（田中・横山）

電話：03-3216-4015

Eメール：yokoyama@bus.or.jp